

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための
低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」
の平成22年度の進ちよく状況について

平成 2 3 年 5 月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第3条の規定に基づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、基本計画の毎年度の進ちよく状況について翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告することを定めている。^{（注1）}

このため、基本計画の平成22年度末における進ちよく状況を以下のとおり総合海洋政策本部に報告するとともに、引き続き基本計画の着実な実施を図ることとする。

◎平成22年度に実施した主な事項（詳細は参考資料を参照）

（1）低潮線の保全に関する事項

排他的経済水域等の安定的な保持のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線データベース構築に向けた検討等を実施した。

（2）特定離島を拠点とする活動に関する事項

広大な排他的経済水域等を日本及び世界のために有効活用するとの方針の下に、サンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GPS連続観測システムによる広域的な地殻変動の観測等を実施した。

（3）拠点施設の整備に関する事項

特定離島を拠点とする活動を支援するため、南鳥島における特定離島港湾施設の建設に着手した。さらに、沖ノ鳥島における特

定離島港湾施設整備のための調査を実施するとともに、建設のための予算を確保した。

(4) その他の事項

「低潮線保全法に関する関係省庁連絡会議」を設置し、省庁間協力・調整を図った。

(注1) 基本計画(抜粋)

5. その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

(1) 基本計画の進捗状況の総合海洋政策本部への報告

この基本計画に基づく低潮線の保全に関する措置、特定離島を拠点とする活動、拠点施設の整備等の毎年度の進捗状況について、翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告し、計画の着実な実施を図る。